

平成 2 1 年第 6 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 1 1 月 3 0 日～1 2 月 1 6 日：1 7 日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
1 1 月 3 0 日	月	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 同意案第 3 号、第 4 号 3. 議案第 4 6 号～第 6 2 号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論及び採決 」
1 2 月 1 日	火	休 会		
1 2 月 2 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 議案第 4 6 号～第 5 2 号 議案第 5 4 号～第 6 2 号 [質疑・討論及び採決・委員会付託]
1 2 月 3 日	木	休 会	委 員 会	
1 2 月 4 日	金	休 会	委 員 会	
1 2 月 5 日	土	休 会		
1 2 月 6 日	日	休 会		
1 2 月 7 日	月	休 会	委 員 会	
1 2 月 8 日	火	休 会	委 員 会	
1 2 月 9 日	水	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 0 日	木	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 1 日	金	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 2 日	土	休 会		
1 2 月 1 3 日	日	休 会		
1 2 月 1 4 日	月	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 5 日	火	休 会	委 員 会	
1 2 月 1 6 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 4 6 号～第 5 1 号 議案第 5 5 号～第 5 7 号 2. 意見書案第 1 5 号～第 1 9 号 3. 追加議案 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論及び採決 」

諸 般 の 報 告

第 6 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から10月1日、7日、16日、11月4日、24日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成20年度3月分～5月分、
平成21年度4月分～6月分 |
| (2) 病 院 事 業 会 計 | 平成21年度6月分～8月分 |
| (3) 水 道 事 業 会 計 | 平成21年度6月分～7月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から11月6日付で受領した。

記

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 健 康 増 進 課 | 平成20年度、平成21年度 |
|---------------|---------------|

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を下記のとおり監査委員から11月17日付で受領した。

記

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 中間市社会福祉協議会 | 平成19年度、平成20年度 |
|----------------|---------------|

4. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を下記のとおり市長から11月10日付で受領した。

記

- | | | |
|-----------------|---------------|-------------|
| (1) 相手方及び損害賠償の額 | | |
| 人 身 損 害 | 10件 | 884,730円 |
| 物 件 損 害 | 4件 | 14,694,028円 |
| 車 両 損 害 | 1件 | 740,000円 |
| (2) 交通事故の概要 | | |
| 発 生 日 時 | 平成21年1月16日 | 午後4時12分 |
| 発 生 場 所 | 中間市中尾四丁目7番21号 | |
| 事 故 の 状 況 | | |

本市非常勤職員（当時）が運転する中間市立さくら保育園通園バスが事故発生場所の民家に衝突し、同バスに乗車中の園児及び保育士が負傷するとともに、同民家及びその周辺の民家が損傷したものの。

(意見書の提出)

平成21年9月30日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書
- (2) 地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書
- (3) 生活保護の母子加算の復活を求める意見書

平成21年 第6回 12月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成21年11月30日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成21年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第4号 教育委員会の委員の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第53号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第46号議案 平成21年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 6 第47号議案 平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第48号議案 平成21年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第49号議案 平成21年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 第50号議案 平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第10 第51号議案 平成21年度中間市水道事業会計補正予算 (第2号)
(日程第5～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第52号議案 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第54号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第55号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第56号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(日程第11～日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(日程第15 提案理由説明)

日程第 16 第 58 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第 17 第 59 号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 18 第 60 号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について

(日程第 16～日程第 18 提案理由説明)

日程第 19 第 61 号議案 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について

日程第 20 第 62 号議案 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

(日程第 19～日程第 20 提案理由説明)

日程第 21 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
14 番 井上 久雄君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (2名)

13 番 上村 武郎君	15 番 山本 慎悟君
-------------	-------------

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	中野 諭君
市民部長	………	小島 一行君	保健福祉部長	………	藤井 紀生君
福祉事務所長	………	溝口 悟君	建設産業部長	………	野上 忠良君
教育部長	………	中村信一郎君	上下水道局長	………	佐藤 満洋君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
総務課長	………	白尾 啓介君	経営企画課長	………	松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君	課税課長	………	門司 清君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
産業振興課長	………	今井 秀明君	教育総務課長	………	一田 和彦君
生涯学習課長	………	山崎 淳子君	営業課長	………	有川 善博君
下水道課長	………	永野 博之君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は17名で定足数に達しております。これより平成21年第6回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月16日までの17日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は17日間と決しました。

日程第2. 同意案第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第3号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第3号中間市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります今井昇氏の任期が、平成21年12月25日で満了いたしますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は委員会の付託を省略

したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号は、これに同意することに決しました。

日程第3. 同意案第4号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第3、同意案第4号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

同意案第4号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会の委員であります佐野正稔氏の任期が、平成21年12月31日で満了いたしますことから、後任の委員として、教育行政に高い識見を有しておられます迫本義男氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(井上 太一君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第4号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	藤本 利彦議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員
12 番	古野 嘉久議員	14 番	井上 久雄議員

16番 堀田 英雄議員

17番 片岡 誠二議員

18番 下川 俊秀議員

19番 米満 一彦議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中家多恵子さん及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成14票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第4号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第4. 第53号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、第53号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第53号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告に基づき、特別職及び一般職職員の給与の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容といましては、まず、一般職職員におきまして0.22%の官民格差是正のため、初任給を中心とした若年層及び医師の給料表を除き、すべての給料月額引き下げを行うものでございます。

また、本年4月から、この改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を解消するため、4月の給与額に調整率である0.24%を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額と本年6月に支給した期末勤勉手当に調整率を乗じて得た額を合計し、12月期の期末勤勉手当から控除するものでございます。

次に、市長、副市長及び教育長におきましては、本年度の12月期の期末手当の支給率を1.75月から1.65月とし、0.1月分を削減することといたしております。

また、市議会議員の皆様方の期末手当におきましても、同様に0.1月分の削減を提案させていただくものでございます。

また、一般職職員におきましては、本年度の12月期の期末手当の支給率を1.6月から1.5月とし、0.1月分を削減するとともに、勤勉手当の支給率を0.75月から0.7月とし、0.05月分を削減することとし、期末手当と勤勉手当を合わせて0.15月分を削減し、支給率を2.35月から2.2月とするものでございます。

また、再任用職員におきましては、期末手当の支給率を0.85月から0.8月とし、0.05月分を削減することとし、支給率を1.25月から1.2月分とするものでございます。

最後に、超過勤務手当の支給割合の引き上げでございますが、平成22年4月1日から月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、本来の支給割合との差額分の支給にかえて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間を指定することができる代替休の制度を新設するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今何%、何カ月とかいう形で出されとる。具体的に実際一般職員が、平均ですよ。どのくらい減額となるものか、これちょっと教えてほしい。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

お答えいたします。一般職職員におきましては、月例給でございますけども、月額で申しますと858円、0.23%の月額となりまして、平均給与37万1,660円が37万802円となるものでございます。

それから賞与におきましては、14万円の減額、8.1%の減額となりまして、平均171万9,000円が158万円と減額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第53号議案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

共産党を代表して討論に入ります。

去る26日、衆議院本会議で国家公務員一般給与法改定法案が可決をされました。これは自公政権のもとで出された8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与とボーナスを大幅に引き下げるものです。

これに先立つ総務委員会で、我が党の議員が、「この法案が自公政権の総人件費抑制政策のもと、政治的圧力がかけられた中で出された人事院勧告をまともな検証もせず、そのまま実施するものだ」という指摘に、原口総務相は「旧政権の政治的圧力について政府内で検討して結論を得ていきたい」というような答弁をしているのですが、出されたものは何一つ変わらないものでした。

党議員は、「国家公務員の給与本体とボーナスなどを大幅に引き下げるものだ」と、「国家公務員給与の引き下げは、地方公務員を初め、独立行政法人、国立大学法人、学校、病院など、約580万人の労働者に大きな影響を与えかねず、景気の悪化、賃下げの悪循環を招くだけだ」と批判し、反対しました。

今回の提案は、まさに我が党国会議員が指摘したとおりの事態が生じています。一般職員、夏、冬合わせて14万から15万円の減収、市職員の生活を直撃し、同時に民間労働者の賃下げにつながるものです。このことは、地域経済に重大な影響を与えるものであり、到底認められるものではありません。

以上でもって反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第53号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 第46号議案

日程第 6. 第47号議案

日程第 7. 第48号議案

日程第 8. 第49号議案

日程第 9. 第50号議案

日程第10. 第51号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第46号議案から日程第10、第51号議案までの平成21年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第46号議案から第51号議案まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、第46号議案平成21年度中間市一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出における職員人件費について、定員管理計画に基づく退職者の補充抑制及び人事院勧告に準じた給与引き下げにより、職員給7,240万円の減額、一般職期末勤勉手当8,420万円の減額、特別職期末手当240万円の減額等、総額1億7,120万円を減額いたしております。

また、歳入において、本年度の普通交付税が確定いたしましたので、その額を減額をいたしております。

平成21年度におきます地方交付税の総額は、地方財政計画により15兆8,200億円とし、前年度から2.7%増額と示されておりました。

しかしながら、本市におきましては、第1次産業就業者数及び耕地面積の規模が他の自治体と比較いたしまして小さいことなどの理由から、本年度普通交付税額は40億4,410万円となり、前年度と比較いたしまして4,680万円、わずか1.2%の増にとどまったことから、今回の減額補正となったものでございます。

その他の具体的な歳出につきましては、民生費におきまして生活保護における母子加算復活に伴う生活扶助費等5,880万円、児童センター・リンク移転に伴います用地費及び工事費等8,960万円、障害者自立支援給付費1,730万円、ひとり親家庭の母親の就労を支援する高等技能訓練促進給付費110万円をそれぞれ増額しております。

このように民生費では市民生活に直結する喫緊の福祉施策を予算計上し、速やかに実施していくことといたしております。

また、政権交代により、執行停止が決定しました子育て応援特別手当関係予算4,180万円をあわせて減額をいたしております。

衛生費としましては、新型インフルエンザ対策として、生活保護世帯や非課税世帯といった低所得者の予防接種を無料とする補助金2,500万円を計上し、新型インフルエンザの感染拡大防止を図ることといたしております。

消防費におきましては、大規模災害や武力攻撃が発生した際に必要な情報を瞬時に本市に伝達するとともに、なかまコミュニティ無線を通じて市民に緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム、通称ジェイアラートの設置費用といたしまして900万円を計上し、安全安心な市民生活の確保を図るものでございます。

このような歳出に伴う歳入予算につきましては、経済危機対策における公共事業の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が地域における公共投資を円滑に実施することができよう、国から配分される地域活性化・公共投資臨時交付金4,400万円、生活保護費国庫負担金3,790万円、新型インフルエンザ予防接種事業費県補助金1,870万円、障害者自立支援給付費国庫負担金1,300万円、児童センター整備事業等の地方債9,000万円、財源調整としまして前年度繰越金310万円を増額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出とも、それぞれ2,700万円の補正予算を追加計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ162億3,410万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第47号議案平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、諸拠出金等が確定しましたことに伴い、老人保健拠出金4,750万円、後期高齢者支援金等1,300万円、介護納付金1,290万円を減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税1億6,300万円、療養給付費交付金5,960万円を減額し、後期高齢者交付金1億4,110万円、歳入欠陥補てん収入1,440万円を増額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ7,209万円を減額し、予算の総額をそれぞれ65億7,300万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第４８号議案平成２１年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、人事異動及び給与改定により人件費を１，５２０万円減額し、また、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加しましたことにより、受益者負担金報償費を４００万円増額するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道受益者負担金を１，６００万円増額し、一般会計繰入金を２，７２０万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ１，１２５万円減額し、予算の総額をそれぞれ２０億７，１１５万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第４９号議案平成２１年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費におきまして、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費を３５０万円減額し、介護保険制度の啓発パンフレット作成費用といたしまして、印刷製本費２２０万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出補正に伴う職員給与等繰入金を３５０万円減額し、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金２２０万円を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出といたしましては、居宅介護支援等事業に用いる公用車の購入費用といたしまして、居宅介護支援事業費を１３０万円増額計上しております。

歳入予算につきましては、前年度繰越金を１３０万円増額計上しております。

以上によりまして、保険事業勘定にサービス事業勘定を加えた補正予算の総額に歳入歳出それぞれ３万円を追加し、予算総額をそれぞれ３２億３，２４１万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第５０号議案平成２１年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、出納整理期間であります４月及び５月に収納された後期高齢者医療保険料の受け入れに係る会計年度が、福岡県後期高齢者広域連合と市町村とで異なるため発生したものでございます。

その内容といたしましては、同広域連合では、平成２１年３月末までに収納された保険料を平成２０年度の歳入として受け入れるのに対しまして、市町村では出納整理期間が設けられているために、平成２１年５月末日までに収納された保険料を平成２０年度の歳入として受け入れることとされております。

これによりまして、当会計において、平成２０年度会計で受け入れた４月及び５月の収納金額を平成２１年度会計へ繰り越しし、同広域連合へ支出するためのものでございます。

まず、歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1,160 万円を増額いたしております。

次に、歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金 50 万円を減額し、償還金及び還付加算金 30 万円、繰越金 1,180 万円を増額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 1,168 万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,027 万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第 51 号議案平成 21 年度中間市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、本年度、西部浄水場更新計画に伴う高度浄水処理方式の有効性を実証するために実験調査業務を委託し、本年度末までの予定で実験を開始しておりますが、今後予定しております厚生労働省への変更認可申請を円滑に行うためには、年間を通じた浄水処理の安定的な有効性を実証することが必要となりましたことから、実験調査期間を平成 22 年 9 月まで延長することに伴うものでございます。

このことによりまして、本委託業務を 2 カ年事業とするため、平成 22 年度に 2,899 万 7,000 円を追加し、総額 5,699 万 7,000 円の継続費として計上するものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております平成 21 年度各会計補正予算 6 件に対する質疑は、12 月 2 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 11. 第 52 号議案

日程第 12. 第 54 号議案

日程第 13. 第 55 号議案

日程第 14. 第 56 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 11、第 52 号議案及び日程第 12、第 54 号議案から日程第 14、第 56 号議案までの条例改正 4 件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 52 号議案及び第 54 号議案から第 56 号議案まで一括して提案理由を申し上げます。

第 52 号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律における船員保険法が一部改正

されたことに伴いまして、本市においても条例改正の必要が生じたものでございます。

内容といたしましては、船員保険制度の職務上疾病と年金の部分が労働者災害補償保険制度に統合されるもので、地方公務員である船員のうち、再任用短時間勤務職員については、これまで船員保険法の適用を受けておりましたが、今回の法の改正によりまして、常勤の地方公務員である船員と同様、地方公務員災害補償法に基づく補償を行うこととしたものでございます。

ご審議のほどをよろしく願いを申し上げます。

次に、第５４号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成２２年４月１日から農業共済事業が再編され、遠賀・中間地域広域行政事務組合が共同処理しております事務が、京築北九州農業共済組合において処理されることに伴い、本市におきましても同事業における農業共済損害評価会の委員を廃止する必要が生じたことによるものでございます。

ご審議のほどをよろしく願いを申し上げます。

次に、第５５号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成２０年４月３０日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、個人住民税における寄附金控除の対象が拡大されたことに伴い、改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、寄附金控除の対象に現行の都道府県・市区町村に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金及び住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金の３種類に、平成２１年度から所得税の寄附金控除の対象寄附金の中から、都道府県または市区町村が地域における住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものを追加するものでございます。

主な対象寄附金は、社会福祉法人及び学校法人等に対する寄附金でございます。

福岡県も本年６月議会において福岡県税条例の一部を改正する条例を議決しておりますことから、同様の改正を行うものでございます。

ご審議のほどをよろしく願いを申し上げます。

次に、第５６号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、乳幼児医療の対象年齢の引き上げによるものでございます。

乳幼児医療の対象者につきましては、現在のところ小学校入学前までの乳幼児を対象としておりますが、全国的に見ましても少子化対策の観点から、対象を拡大する動きが各地で進んでおります。

近隣市町村で申しますと、岡垣町が平成２０年１０月から、また、直方市が平成２１年

4月から3歳以上の自己負担を無料化し、北九州市と水巻町が平成21年10月から対象年齢を小学校3年生相当まで引き上げております。

中間市におきましても多方面からの要望を受け、また、私の公約でもございますことから、拡大の方向を検討いたしましたところ、子育て支援の対策といたしまして、子育て支援の幅を広げる方向が有効であると、そのような結論に達したところでございます。

また、対象年齢につきましては、将来的には中学校入学までとしたい考えはございますが、財政的な問題も考慮し、今回は小学3年生相当の年齢まで拡大するものでございます。

なお、対象者に小学生が含まれますことから、条例の題名につきましても、現行の中間市乳幼児医療費の支給に関する条例を中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例に改正することといたしております。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15．第57号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第15、第57号議案公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第57号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

平成22年4月1日から、中間市生涯学習センターの管理運営を指定管理者に行わせるため、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の指定を行うものでございます。

生涯学習センターは、平成19年度から株式会社ドット・コミュニケーションズを指定管理者としてまいりましたが、平成22年3月31日をもちまして期間満了となりますことから、改めて指定管理者の候補者を選定したところでございます。

指定管理者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づき公募を行いましたところ、4つの事業者等からの申請がございました。

指定管理者の候補者を選定すべく、同条例施行規則に基づく指定管理者選定委員会を設置をし、各事業者等から提出されました施設の事業や収支計画、団体の経営状況及び当該団体によります施設運営計画等の書類審査を行うとともに、各事業者等によるプレゼンテーションの実施など、総合的な審査を行った結果、株式会社西日本医療福祉総合センターを指定管理者の候補者として選定したところでございます。

選定理由といたしましては、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図るため

の事業計画や施設の適切な維持及び管理並びに経費の縮減に関する運営計画が総合的に高い評価を得たことによるものでございます。

このことから、当該事業者を中間市生涯学習センターの指定管理者として指定して、指定期間を平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第57号議案に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 第58号議案

日程第17. 第59号議案

日程第18. 第60号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第58号議案から日程第18、第60号議案までの組合格約変更等3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第58号議案から第60号議案まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、58号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合格約の変更について、提案理由を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されること並びにこの合併により八女東部広域衛生施設組合が解散されることに伴いまして、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合格約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第59号議案福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合組合格約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の組合格約の変更の内容といたしましては、平成22年2月1日から市町村合併により八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴いまして、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することになり、同広域連合の議員の定数を75人から72人に変更するものでございます。

同組合格約の変更に当たりましては、地方自治法第291条の11の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、議決を求めるものでござい

ます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第60号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴いまして、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少するため、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております組合規約変更等3件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第19. 第61号議案

日程第20. 第62号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第19、第61号議案及び日程第20、第62号議案の組合規約変更等2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第61号議案及び第62号議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第61号議案遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合の規約の変更について。次に、第62号議案遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

平成22年4月1日から農業共済事業が再編されることに伴い、遠賀・中間地域広域行政事務組合が共同処理している事務が京築北九州農業共済組合におきまして処理されることとなります。

このことから、遠賀・中間地域広域行政事務組合における共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約を変更する必要性が生じており、また、同組合が所有する農業共済事業に係る財産を、一部を除いて平成22年4月1日から京築北九州農業共済組合に帰属させるため、財産処分をする必要性が生じているところでございます。

このようなことから、これらについて地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております組合規約変更等2件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において藤本利彦君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 藤 本 利 彦

議 員 下 川 俊 秀